

# 地域協働雪対策事業 << 地域で取り組む自主的な雪対策活動を支援します >>

## ■ 地域が抱える雪の課題に取り組む 団体のみなさまへ

大仙市では、地域が抱える雪の課題に、地域住民同士の助け合い「共助」で取り組む団体の活動経費等をサポートする事業を実施しています。

### ■ 募集する団体

- ① 自治会
- ② 自主防災組織
- ③ 次の要件を満たす任意組織
  - ◎ 実施区域の世帯が概ね5戸以上
  - ◎ 実施区域が属する全ての自治会の同意を得ていること
  - ◎ 実施区域に住所を有する方が構成員の半数以上



### ■ 補助対象となる作業項目と補助額 ※実施する項目の合計額が補助限度額

作業項目	作業内容	補助額
住宅間口通路除雪 & 住宅屋根の雪下ろし	○ 「高齢者等世帯」や「地域で支援が必要と判断した世帯」の住宅間口付近や住宅屋根の雪下ろし	対象世帯1戸当たり (間口) <b>8,000</b> 円
		対象世帯1戸当たり (屋根) <b>21,000</b> 円
空き家除雪	○ 常時無人となる家屋が対象(一時的に冬期間無人も可) ※ 所有者との作業委託書の作成が必要	空き家1戸当たり <b>10,000</b> 円
道路除雪	○ 《共通要件》 主に地域住民が利用する生活道路であること 『特定市道』 …………… 住居への出入りに使われる市道 『特定その他道路』 …… 住居への出入りに使われる道路 市道以外の市が所有する道路 ※ 作業対象の可否、道路種別や延長の事前確認が必要	道路延長1m当たり 『特定市道』 <b>640</b> 円
		『特定その他道路』 <b>320</b> 円
地域の一斉除排雪	(※住宅屋根の雪下ろしまたは道路除雪の実施が必須) ○ 地域の雪捨て場の排雪など、地域全体のための除排雪作業	一律 <b>50,000</b> 円

#### スタートアップ

○ 必要な物品等の準備経費(初年度のみ)  
■ 補助額 一律 **40,000** 円

#### 保険加入

○ 「担い手分」(加入必須)  
「除雪機等分」(除雪機を使用の場合は、加入必須)  
■ 補助額 担い手(1団体当たり) **5,000** 円  
除雪機等(1台当たり) **10,000** 円(※最高2台まで)  
加入保険の基準は市へお問い合わせください。

#### 注意事項等

- ◎ 本事業に初めて申請する場合は、実施条件等ありますので、申請前に必ず各地域の担当までご相談ください。
- ◎ 事業内容に関する窓口相談や、空き家除雪・道路除雪にかかる事前相談などは随時受付しています。
- ◎ 必要な機械や道具は実施団体で用意してください。

# 令和5年度

## 高齢者等雪対策総合支援事業 地域協働雪対策事業

### ◆ お問い合わせ先・申請先 ◆

**高齢者等雪対策総合支援事業**  
健康福祉部 高齢者包括支援センター  
☎0187-63-1111 (内線167)

**地域協働雪対策事業**  
企画部 地域活動応援課  
☎0187-63-1111 (内線212)

---

◎ **各地域の申請は市民サービス課へ**

神岡支所	市民サービス課	☎0187-72-2111
西仙北支所	市民サービス課	☎0187-75-1111
中仙支所	市民サービス課	☎0187-56-2111
協和支所	市民サービス課	☎018-892-2111
南外支所	市民サービス課	☎0187-74-2111
仙北支所	市民サービス課	☎0187-63-3003
太田支所	市民サービス課	☎0187-88-1111



# 高齢者等雪対策総合支援事業 << 対象世帯に除雪経費の一部を助成します >>

## ■ 自力での除雪が困難な世帯のみなさまへ

大仙市では、間口から通路玄関前の除排雪や、屋根の雪下ろしなど居住する家屋に関する除雪の経費の一部を助成する事業を実施しています。

## ■ 対象世帯

**70歳以上の高齢者や障がい者、介護認定者、児童扶養手当受給者、義務教育修了前の子ども等で構成される世帯。**  
(ただし、生活保護世帯は除く。)



### 【条件】

- 市内に住所を有し、現に居住している方。
- 居住している方のみで除雪をすることが困難で、なおかつ、二親等以内の親族から除雪の援助を得ることができない方。(経済的な援助を含む。)

※ 生活保護世帯は生活支援課にご相談ください。  
 ※ 上記で構成される世帯の中に、該当しない方がいる場合であっても、その方が冬期間除雪ができない場合は助成対象世帯になります。申請書の他に必要な提出書類がありますので、市へお問い合わせください。

## 助成方法について(金券方式)

### ○ 利用券1枚につき1,000円分利用できます。

利用券の配布枚数は市民税の課税状況に応じています。(下表のとおり)  
 助成額は前年度と同額で、市への利用者負担金はありません。

- 利用券は、右の①～③いずれの除雪費用に対しても使うことができます。利用する際は事業者にご利用券をお渡し下さい。なお、利用券は利用決定後に市から届きます。

利用券の配布枚数		
非課税世帯	均等割課税世帯	所得割課税世帯
49枚 ※49,000円相当分	28枚 ※28,000円相当分	7枚 ※7,000円相当分

## 申請期限:

- **間口除雪 および 雪下ろし事業者の割り当ての申込み期限**  
**9月15日(金曜日) 厳守**

- 「間口除雪」および「雪下ろしマッチング」は、降雪期前の現地確認等を実施する必要があるため、申請期限内にお申込みください。

## ○ 利用券交付のみ / 随時

- 除雪事業者への作業依頼はご自身で行ってください。

期限厳守でお願いします



## 除雪支援メニュー

助成の対象となる経費は、大仙市と協定を締結している事業者が行う、次の①～③の除雪にかかる費用です。(居住する家屋に関する除雪は原則全て対象となります。)

### ① 間口除雪(シーズン契約)

間口除雪は、市の道路除雪車が出動した日に合わせて、間口の雪塊の除雪を行うもので、冬期間(1シーズン)ととして**定額**で実施します。

- 除雪作業員の確保に苦慮しています。必要最低限の間口除雪への実施にご協力ください。
- 作業料金は前払いです。少雪時等のキャンセルに伴う返金はありませんのでご注意ください。

- 道路除雪車が出動した日に、午前中に1回、間口の雪塊の除雪を行います。  
※除雪の度に実施するものではありません。

- 間口のみ除雪(幅2m×奥行き1m)の場合を基本として、自力での除雪が困難な方は、間口から玄関先までの通路除雪(歩行できる程度)も申し込むことができます。

- 降雪期前に、事業者が除雪範囲等を確認するためにご自宅に伺います。
- 作業料金(右表)は、排雪方法や流雪溝の有無等により変わる場合があります。

### ● 作業料金表 (※料金は、冬期間分を前払い)

除雪範囲	作業料金
間口のみ	30,000円
【基本料金】	
5㎡まで	33,000円
10㎡まで	44,000円
20㎡まで	55,000円
30㎡まで	62,000円
40㎡まで	67,000円
50㎡まで	70,000円

### ② 雪下ろし事業者の割り当て

雪下ろしの実施依頼はご自身で行って下さい。  
 雪下ろしの依頼について支援が必要な方には『雪下ろし事業者の割り当て(注1,2,3)』を実施します。※優先的に雪下ろし作業をすることではありません。

- (注1) 降雪期前に、事業者が屋根の形状等を確認するためにご自宅に伺います。
- (注2) 作業に伴い発生したトラブルや損害に対して、市は一切関与せず、責任を負いません。
- (注3) 降雪状況等により、雪下ろし作業を実施まで時間がかかることがあります。

※雪下ろし事業者の割り当てが不要な方は③利用券交付のみの申請です。

### ③ 利用券交付のみの申請

雪下ろし、自宅敷地内の除排雪をご自分で事業者へ依頼して行う除雪の費用について一部助成を行います。

- 作業は、利用者が直接事業者へ作業内容や希望日を伝えて依頼してください。

【例】大仙市シルバー人材センターの場合 ( ☎ 0187-62-4343 )  
 (注意)雪下ろしの依頼はシルバー人材センターではなく、市の広報12月号に掲載の雪下ろし登録事業者へ依頼して下さい。